

2-2 分収造林

年 森 林 管 理 次 署		総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
		契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平 成 19 年 3 月 31 日		741	6,806	-	-	-	-	95	836	190	1,142	144	1,745	22	253	290	2,829
平 成 20 年 3 月 31 日		739	6,795	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	289	2,823
平 成 21 年 3 月 31 日		738	6,788	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	288	2,816
平 成 22 年 3 月 31 日		735	6,747	-	-	-	-	94	832	256	1,480	146	1,756	22	253	217	2,426
平 成 23 年 3 月 31 日		733	6,738	-	-	-	-	92	826	257	1,484	146	1,755	22	253	216	2,420
徳島		9	41					-	-	6	23	1	11	-	-	2	6
愛媛		106	835					8	61	39	206	30	412	-	-	29	156
四万十		278	1,982					28	258	103	598	47	440	1	5	99	682
嶺北		119	1,170					30	287	23	198	20	295	18	210	28	180
高知中部		40	302					7	87	18	88	5	79	-	-	10	48
安芸		109	959					15	107	37	260	27	367	3	39	27	186
(香川)		72	1,449					4	27	31	111	16	151	-	-	21	1,160

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)